

立川市女性総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市女性総合センター条例の一部を改正する条例

立川市女性総合センター条例（平成6年立川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用の不承認)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、女性センターの使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 女性センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 毎月第3木曜日。ただし、同日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、<u>その日後においてその日に最も近い休日でない日</u></p> <p>(2) ……略……</p> <p>(3) <u>1月第3土曜日</u></p> <p>(使用条件の変更等)</p> <p>第11条 市長は、使用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(使用の不承認)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、女性センターの使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 女性センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 每月第3木曜日。ただし、同日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、<u>その翌日とし、同日が同法第2条に規定する日にあたるときは、その翌日</u></p> <p>(2) ……略……</p> <p>(使用条件の変更等)</p> <p>第11条 市長は、使用者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。